

# 新規公開のインフラファンドの契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

## 大和証券株式会社

この書面には、新たに金融商品取引所に上場されるインフラストラクチャーを運用対象とする投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券（以下「新規公開インフラファンド」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○新規公開インフラファンドのお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。

○新規公開インフラファンドは、主に再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権その他の資産(以下「インフラ資産」といいます。)等に投資し、売電収入を背景とした賃料収入、売却益等の投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。金融商品取引所への上場後は、株式(インフラファンド及び不動産投資信託を含みます。)相場、再生可能エネルギー発電設備相場等の変動や、当該発行者等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- ・ 新規公開インフラファンドを購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開インフラファンドのお取引にあたっては、株式(インフラファンド及び不動産投資信託を含みます。)相場、再生可能エネルギー発電設備相場等の変動や、投資証券、受益証券等の裏付けとなっているインフラ資産等(以下「裏付け資産」(※)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開インフラファンドの価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新規公開インフラファンドのうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開インフラファンド等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

### 有価証券の発行者等の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 新規公開インフラファンドの発行者、オペレーター又は管理会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者、オペレーター又は管理会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開インフラファンドの価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 投資対象となるインフラ資産、特に再生可能エネルギー発電設備の法定耐用年数は建物等と比較して短いため減価償却のペースが速く、毎年多額の減価償却費が計上されます。さらに減価償却費は、通常、不動産の修繕費用等に充てられますが、特に再生可能エネルギー発電設備等は修繕費用等が少なく済むため、この減価償却費を原資とした利益超過分

配が行われることがあります。利益超過分配は手元資金の流出を伴うため、新たなインフラ資産等を取得する場合等において必要な手元資金が不足し、運用の制約要因になる可能性があります。会計上、利益超過分配金は純資産から支払われる出資の払戻しであり、継続して利益超過分配が行われると、将来、新規公開インフラファンドの規模が小さくなり、財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 裏付け資産に再生可能エネルギー発電設備が含まれている場合、再生可能エネルギー発電設備に適用される固定価格買取制度を取り巻く情勢の変化により、現在の制度が変更又は廃止され、かかる変更又は廃止の結果、従前と同様の条件で安定的かつ継続した売電収入を得ることができなくなる可能性や新たな規制を遵守するために再生可能エネルギー発電設備の運営・維持管理に要する費用等が増加する可能性があります。売電収入が減少する場合、売電収入を背景とする新規公開インフラファンドの賃料収入が減少し、その結果、新規公開インフラファンドの収益等が減少する可能性があります。
- ・ 新規公開インフラファンドのうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開インフラファンド等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

### **新規公開インフラファンドのお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

- ・ 新規公開インフラファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6(書面による金融商品取引契約の解除条項)の規定の適用はありません。

※ 裏付け資産が、信託受益権、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

### **新規公開インフラファンドに係る金融商品取引契約の概要**

当社における新規公開インフラファンドのお取引については、以下によります。

- ・ 新規公開インフラファンドの募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 新規公開インフラファンドの売出し

### **金融商品取引契約に関する租税の概要**

新規公開インフラファンドの募集又は売出しに際して課税はされません。

なお、上場後のインフラファンド（以下「上場インフラファンド」といいます。）に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場インフラファンドの課税は、以下によります。

- ・ 上場インフラファンドの譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場インフラファンドの分配金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 上場インフラファンドの分配金、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 分配金のうち利益超過分配金分については、出資の払戻しに相当するため取得価格の修正を行う確定申告が必要となる場合があります。

法人のお客様に対する上場インフラファンドの課税は、以下によります。

- 上場インフラファンドの譲渡による利益及び分配金については、原則として、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開インフラファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ご注文いただいた新規公開インフラファンドのお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

## **当社の概要・連絡先**

商号等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号
本社所在地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 S T O 協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称:FINMAC） 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記 FINMAC（連絡先：0120-64-5005）を利用いただけます。
資本金	1,000 億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	平成 11 年 4 月 26 日
連絡先	大和証券コンタクトセンター(0120-010101)又はお取扱窓口までお問合せください。なお、登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様は、証券仲介コールセンター（0120-050505）までお問合せください。 また、お客様相談センター（03-5555-2222）では、お客様のご意見や苦情を受け付けておりますが、ご注文や株価・残高照会、商品の詳しいご説明、資産運用のご相談は受け付けできませんのでご了承ください。